

令和 7 年度 早期退職希望者の募集及び認定の結果について

一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 1 8 年栃木県市町村総合事務組合条例第 3 3 号）第 8 条の 6 第 1 7 項の規定により、令和 7 年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、その認定に係る募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表します。

1 募集実施要項

別紙のとおり。

募集期間	退職すべき期日	条例第 1 0 条の 2 第 1 1 項に規定する必要な方法の有無
令和 7 年 4 月 1 8 日 (金) 午前 8 時 3 0 分から 令和 7 年 5 月 2 3 日 (金) 午後 5 時 1 5 分まで	令和 8 年 3 月 3 1 日	無

2 認定を受けた応募者の数

区分	人数
消防職員以外の職員	2 人
消防職員	0 人

令和 7 年度 栃木市早期退職者募集実施要項

1 趣旨

この要項は、一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年栃木県市町村総合事務組合条例第 33 号。以下「退職手当条例」という。）第 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年引上げ前の定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、退職手当条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、令和 8 年 3 月 31 日とする。
- (2) 認定応募者が当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げ又は繰上げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げる又は繰り上げるものとする。

3 募集人数

- (1) 早期退職者募集人数は 5 人とする。（ただし消防職員は除く。）
- (2) 消防職員の早期退職者募集人数は 1 人とする。

4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は、4 月 18 日（金）午前 8 時 30 分から 5 月 23 日（金）午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 募集の目的を達成するために必要があると認めるときは、上記募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 早期退職者募集の対象となる職員は、退職日において、退職手当の計算対象となる勤続期間が 20 年以上で年齢 50 歳以上 60 歳未満の職員とする。
- (2) 上記対象職員には、次の職員は、含まれないものとする。
 - ア 退職手当条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者
 - イ 法律により任期を定めて任用される者

ウ 退職手当条例第8条の6第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

エ 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、4(1)の期間内に、応募申請書（様式第11号）を市長に提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下申請書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、6月下旬とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- (1) 応募が当募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

9 早期退職者募集（消防職員を除く。）に関する問い合わせ先

経営管理部総務人事課人事研修係

電話 21-2351

消防職員の問い合わせ先

消防本部消防総務課消防総務係

電話 23-3527

様式第 1 1 号（第 1 3 条の 2 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

栃木市長 様

応募年月日 令和 年 月 日

応募申請者

私は、栃木県市町村総合事務組合の一般職の職員の退職手当に関する条例第 8 条の 6 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について

募 集 の 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
退 職 す べ き 期日又は期間	令和 年 月 日
備 考	

（注） 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について

ふ り が な 氏 名	所 属			
級 号 給	給料表（ ） 級 号給			
生 年 月 日	昭 和 年 月 日	年 齢	歳	

（注） 令和 7 年 5 月 2 3 日現在で記入すること。

※任命権者の記入欄

受 理 年 月 日	令和 年 月 日	受 理 番 号	
-----------	----------	---------	--

様式第 1 2 号（第 1 3 条の 2 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

栃木市長 様

取下げ年月日 令和 年 月 日

取下げ申請者

私は、栃木県市町村総合事務組合の一般職の職員の退職手当に関する条例第 8 条の 6 第 9 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について

募 集 の 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
退 職 す べ き 期日又は期間	

2 取下げ申請者について

ふ り が な 氏 名		所 属	
		職 名	

3 認定について

認定通知書に記載された 認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日又は期間	

（注） 取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合には退職すべき期間を記入すること。

※任命権者の記入欄

受 理 年 月 日	令和 年 月 日
応 募 申 請 者 の 受 理 番 号	